特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
45	小児慢性特定疾病医療費助成事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
高槻市は、小児慢性特定疾病医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
高槻市長

公表日
令和8年5月8日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。 ・番号法においては、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務、医療費支給認定の変更に関する事務等に利用する。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、PMHシステム

2. 特定個人情報ファイル名
小児慢性特定疾病情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表　8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表13の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、80の項、125の項、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子ども保健課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども保健課

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを利用して情報照会を行う際に、複数人で対象者や照会内容の確認を行うことを徹底している。 健康管理システムに入力する際、基本4情報を確認の上入力し、対象者や、入力内容に誤りがないか複数人で確認している。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムに入力する際、基本4情報を確認の上入力し、対象者や、入力内容に誤りがないか複数人で確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月25日	Ⅳ リスク対策　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	「委託しない」⇒リスク対策回答なし	「委託する」とし、評価は選択肢“2）”を選択	事後	
令和4年12月14日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	医療費公費負担管理システム	健康管理システム	事後	
令和4年12月14日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムにより情報連	番号法第１９条第７号	番号法第１９条第８号	事後	
令和7年2月20日	Ⅰ 関連情報 3．個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の7の項 ・主務省令第7条	・番号法第9条第1項 別表　8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	
令和7年2月20日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムにより情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第2の9の項 ・主務省令第8条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第2の26、56の2、87、120の項 ・主務省令第19条、第30条、第44条、第59条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表13の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、80の項、125の項、161の項	事後	
令和7年2月20日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年2月20日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策		7）情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年2月20日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和8年4月30日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、PMHシステム	事前	